

平成 17 年 4 月 1 日
薬食発第 0401016 号

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成 17 年 2 月 7 日付け薬食発第 0207006 号貴職あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980 年以降通算 1 か月以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせるよう対応をお願いしているところである。その後、当該 vCJD 患者の欧州滞在歴等に関する調査結果が明らかになったことを踏まえ、薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会において、当分の間の暫定措置として、1 日以上英国滞在歴を有する者等からの採血を見合わせることにする方針が示されたところである。

今般、上記運営委員会の方針に沿った措置を実施した場合の献血確保量への影響等に関する調査結果を受け、去る 3 月 31 日に、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において更なる検討を行ったところ、今後の献血の受入れについては、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から下記 1 のとおりとすることとされた。

については、下記 1 の措置を可及的速やかに実施するとともに、貴管下各血液センターへの周知について特段の御配慮をお願いする。なお、採血に御協力いただいている方々に対し、当該措置の趣旨について十分理解されるよう配慮されたい。

また、下記 1 の措置の実施により、血液製剤の供給が滞るおそれがあることから、今後、下記 2 のとおり献血推進に必要な方策を積極的に行うようお願いする。これらの方策については、貴管下各血液センターと十分に連携を図り、その実施に遺漏なきを期すとともに、その実施状況について随時報告されたい。

（以下略～下記 1 の献血制限については別添のとおり～）

記

- 1 今後の献血の受入れに当たっては、別表に掲げる欧州滞在歴を有する者からの採血を見合わせることを。

(別表)

		滞在国	通算滞在歴	滞在時期
A	①	英国、(フランス) ^(注2)	1日以上 (1996年まで)	1980年～ 2004年
			6か月以上 (1997年から)	
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、ドイツ、ベルギー、ポルトガル	6か月以上	
	③	スイス	6か月以上	1980年～
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～ 2004年
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上	1980年～

(注1) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

(注2) フランス滞在歴を有する者については、今後の献血推進策の実施による在庫水準の変動状況を見つつ、慎重に本措置を実施することとし、当分の間は、本表に掲げる時期に通算6か月以上の滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとする。

- 2 上記1の措置により血液製剤の供給が滞ることのないよう以下の方策を実施すること。

- (1) 貴社血液事業本部における緊急対策本部（仮称）の設置
- (2) 厚生労働省等関係機関との連携による献血の呼びかけ強化及び受入れ体制の整備（受付時間の延長等）
- (3) 血液センター所長会の緊急開催及び各血液センターへの指導

- (4) 血液製剤の供給に支障を生じる可能性のある水準（在庫の危険水準）の設定及び当該水準に達した場合の対応に係る体制の整備
- (5) 血液センターごとに在庫状況の迅速な把握を行う体制の整備と在庫状況の関係者への情報提供
- (6) 血液センターごとに随時在庫不足予報を発出することができる体制の整備
- (7) 在庫不足時には、全国の血液センター間で血液製剤を融通し合う体制の整備
- (8) 医療機関に対する血液製剤の適正使用の要請

欧州渡航(滞在)歴 早見表(vCJD)

		国名	昭和55年 (1980年)	平成8年 (1996年)	平成9年 (1997年)	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年) 以降	
A	①	英国 (the United Kingdom)	1日以上		通算6ヶ月以上		制限なし	
	②	フランス	通算6ヶ月以上					
		アイルランド						
		イタリア						
		オランダ						
		スペイン						
		ドイツ						
		ベルギー						
		ポルトガル						
	③	スイス	通算6ヶ月以上					
B	①	オーストリア	通算5年以上				制限なし	
		ギリシャ						
		スウェーデン						
		デンマーク						
		フィンランド						
		ルクセンブルグ						
	②	アイスランド	通算5年以上					
		アルバニア						
		アンドラ						
		クロアチア						
		サンマリノ						
		スロバキア						
		スロベニア						
		セルビア・モンテネグロ						
		チェコ						
		バチカン						
		ハンガリー						
		ブルガリア						
		ポーランド						
		ボスニア・ヘルツェゴビナ						
		マケドニア						
		マルタ						
モナコ								
ノルウェー								
リヒテンシュタイン								
ルーマニア								

* 各区別の国名は五十音順



平成18年9月11日
薬食発第0911001号

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局長

ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤に係る問診の強化について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（ $vCJD$ ）の発生が確認されたことを踏まえ、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について」（平成17年4月1日付け薬食発0401016号貴職あて医薬食品局長通知）により、予防的な措置を講じる観点から、当分の間、一定の欧州滞在歴を有する者等からの採血を見合わせるよう対応をお願いしてきたところである。

今般、薬事・食品衛生審議会血液事業部会安全技術調査会において、ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤の使用を通じて、 $vCJD$ を伝播するリスクから見た対応を検討したところ、これまで、本剤による $vCJD$ 感染事例は報告されていないが、輸血や臓器移植と同様にヒト由来の臓器から製造されており、 $vCJD$ 伝播の理論的なリスクが否定出来ないことから、念のための措置として、その使用者について、問診により献血を制限する措置を講じることが了承された。

については、今後、採血時の問診にあたり、下記の措置を速やかに実施するとともに、貴管下各血液センターへの周知について特段の御配慮をお願いする。また、採血に御協力いただいている方々に対し、当該措置の趣旨について十分理解されるよう配慮された。

記

- 1 ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤を使用されたことのある方からの採血を、当分の間、見合わせること。
- 2 1の制限は、過去にヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤を使用された方全てを対象とすることとし、特に期間による定めを設けないものとする。



血製第254号
平成18年9月26日

厚生労働省医薬食品局長 様

日本赤十字社 血液事業本部長



ヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤に係る問診の強化について（回答）

平成18年9月11日付薬食発第0911001号をもって貴職より通知がありました標記につきまして、下記のとおり実施することとし、各血液センター一所长あて同年9月13日付で通知しましたので報告いたします。

記

1. 献血受入制限措置について

過去にヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤を使用されたことのある方からは、当面の間採血をしないこと。

また、当該措置については、別紙を献血会場に掲出することにより献血協力者の方々へ周知すること。

2. 対象製剤について

「ラエンネック」、「メルスモン」の2製剤とするが、使用製剤名が不明であるヒト胎盤エキス（プラセンタ）注射剤を使用されたことのある方についても、同様の対応とすること。

3. 実施時期

平成18年10月10日（火）採血分より実施すること。

問診について ご協力をお願いいたします。

以下のヒト胎盤(プラセンタ)由来製剤の注射薬は、日本で承認されている医療用の医薬品で、肝臓病・更年期障害等に使用されていますが、美容形成(シミ・シワ・ニキビ等)にも一部使われていることも知られています。

プラセンタの注射薬の使用と関連したvCJDの発生は報告されていませんが、vCJDという病気について解明されていないことが多く、また、現在の科学的な検査では輸血時に検査ができません。

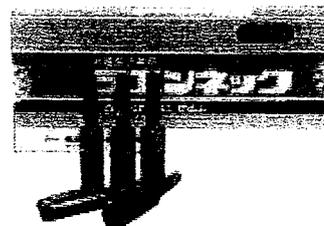
そこで、プラセンタの注射薬も、理論上のリスクが否定できないため、vCJDの感染の恐れがないとは言えないことから、vCJDの感染リスクをできる限り少なくするために、日本赤十字社では、献血時に慎重な予防的対応を行うこととしました。

つきましては、輸血を受ける患者さんのために、過去にプラセンタの注射薬を使用したことがある方からの献血を、当面ご遠慮いただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以下の注射薬を使用した方は
献血をご遠慮ください。

以下の注射薬でなくても「プラセンタ」の注射薬を使ったことに心当たりのある方は、ご相談ください。

- | | |
|---|---|
| <p>1. 名称: メルスモン(注射薬)
〈効能/効果〉
更年期障害・乳汁分泌不全</p> | <p>2. 名称: ラエンネック(注射薬)
〈効能/効果〉
慢性肝疾患における肝機能の改善</p> |
|---|---|



上記に該当する方は、問診票の欄目①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺を必ずお答えください。

1 献血構造改革の方向性

- (1) 血液の消費に占める高齢者の割合が今後増大することから、供給において若年者層が安定的に需要を持続的に支えていく持続可能な血液の需給体制を構築していくこと。
- (2) 需給の安定及び安全性の向上の観点から、複数回の献血者を確保していく需給体制を構築していくこと。

2 構造改革の目標

献血について、単に広く呼びかけるだけではなく、目標を定めて組織的な献血促進体制に切り替えていく（5年程度の達成目標）。

- (1) 若年層の献血者数の増加
 - ・10代、20代を献血者全体の40%まで上昇させる。(現状35%)
- (2) 安定的な集団献血の確保
 - ・集団献血等に協力する企業数を倍増する。(現状23,890社)
- (3) 複数回献血者の増加
 - ・複数回献血者を献血者全体の35%まで上昇させる。(現状27%)

3 若年層の献血者対策

従来からのライオンズクラブ等の献血ボランティアの御協力に加え、組織的に若年者の献血体験の促進及び献血インセンティブの向上を目指す。

- (1) 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との組織的な連携を構築し、献血の推進及び将来の献血者に対する普及啓発を積極的に行う。
- (2) 若年者に受け入れられる献血キャラクターの開発及び媒体を活用した普及を図る。
- (3) 若年者の献血体験の推進

4 企業献血及び企業との連携

企業献血の推進を図る。

- (1) 献血協賛企業の検討
- (2) 企業の集団献血の推進

5 複数回献血対策

複数回献血者の組織化及びサービス向上を図る。

- (1) 登録献血者の血液不足時の組織的呼びかけ体制の構築
- (2) 複数回献血者向け健康管理に係る付加価値情報の提供

6 キャンペーン等

血液の不足する秋口、年末から新年、新旧年度の変わり目等に定期的な献血推進キャンペーンを実施する。

7 献血者の健康被害に対する救済

国の適切な関与の下で、平成18年秋を目途に新たな健康被害の救済制度を整備する。

「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」報告書【概要】

(平成 17 年 12 月 6 日)

はじめに

安全で安心な献血の在り方に関する懇談会は、献血に伴う健康被害の予防対策の充実や献血後の健康被害の救済の在り方等について議論を重ねてきたところであるが、今般、懇談会のメンバー間で合意に至った内容を報告書として取りまとめた。

1 献血者の健康被害及びその対応の現状並びに課題

平成 16 年度は約 541 万件の献血が行われ、何らかの健康被害が生じたものが 56,571 件となっている。そのうち、医療費等を要する程度であったものが 802 件であるが、多くは軽度の症状に止まっている。

献血者の健康被害の発生に伴い要した費用（医療費、交通費等）については、採血事業者（日本赤十字社）が賠償責任保険の保険金や自社の内規に基づく見舞金を充当してきたが、見舞金の運用は血液センターごとの判断に委ねられる部分があり、その公平性及び透明性の向上を図る必要がある。

2 新たな救済制度の考え方

(1) 献血者の健康被害救済制度の方向性

新たな救済制度は、公平性、透明性及び迅速性のバランスに配慮したものとする必要がある。

(2) 国の関与

軽症な事例については国の定める基準の下に事業者が適切に対応し、長期や重症の事例は救済措置の透明性・公平性を確保するため、必要に応じて国が意見を述べるなどの形が考えられる。

3 献血者の健康被害の救済に関する関係者の責務

(1) 採血事業者

採血事業者は社会的責任を負っており、新たな救済制度は、採血事業者を中心として構築すべきである。

(2) 国

国は、新たな救済制度が適切かつ円滑に運営されるよう、採血事業者が準拠する基準の作成、救済措置の実施状況の確認等の役割を果たす必要がある。

4 救済の対象者

献血者の健康被害の救済制度の対象となる者は、採血事業者等の無過失あるいは過失が明らかでない場合における健康被害を受けた者とすべきである。

5 救済給付の仕組み

(軽症者)

- ・ 救済の迅速性を最大限重視する観点から、採血事業者が、厚生労働大臣が策定する指針に従い定めることとされる基準により、医療費・交通費等を支給することとすることが適当である。

(長期・重症者)

- ・ 採血事業者が医療費・交通費等のほか、別途、一定の給付を行うこととすることが必要である。
- ・ 救済の公平性及び透明性をより重視し、献血者の請求に基づいて、判定を経た上で給付を行うことが適当である。ただし、判定については、採血行為と生じた健康被害との因果関係や後遺症の程度の判断において医学的判断を必要とするものなど判断が困難な事案に限定することが適当である。

6 判定の在り方

- 特に問題となる長期・重症者に係る因果関係、後遺障害の程度の判定については、医薬品等の副作用給付制度と同様に、厚生労働大臣が判定することとすべきである。

7 救済給付の内容

- 採血事業者等の無過失あるいは過失が明らかでない場合の救済は、一定額を限度とした給付とすることが適当である。また、長期・重症者については、医薬品等の副作用救済制度の考え方を基本に対応することが適当である。

8 費用負担

- 救済の給付に係る経費については、採血事業者の負担とすべきである。

9 苦情等への対応

- 救済措置に関して不服がある者は、厚生労働大臣に対し、解決のため必要な対応を求めることができるようにすることが適当と考える。

おわりに

- 必ずしも法律上の制度とはせず、国の適切な関与の下で、新たな制度を設けることにより、献血者の健康被害の救済を行うこととすることが適当である。
- 実施は遅くとも平成18年度中を目途とし、今後、可及的速やかに準備を行うべきである。

採血によって献血者等の健康が害された場合の措置について

厚生労働省では、平成 16 年 9 月より「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」を設置し、献血者の健康被害の救済の在り方等について検討を重ねてきました。その結果、平成 17 年 12 月にまとめられた同懇談会の報告書においては、献血者の健康被害の救済は献血者が安心して献血できる環境を整備する意味で重要であり、国の適切な関与の下に、公平性、透明性及び迅速性に配慮して、新たに献血者の健康被害の救済の仕組みを設けることが適当であるとの報告がなされました。

これを受け、採血の業務の管理及び構造設備に関する基準（平成十五年厚生労働省令第百十八号）の改正等、関連規定の整備を行いました。改正等の概要については、以下のとおりです。

1 採血の業務の管理及び構造設備に関する基準の一部改正（「採血の業務の管理及び構造設備に関する基準の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 162 号）」平成 18 年 9 月 19 日公布、10 月 1 日施行。）

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十一条第一項に基づく採血の業務の管理及び構造設備に関する基準（平成十五年厚生労働省令第百十八号。以下「基準」という。）の一部を改正し、次の内容を新たに規定する。

- (1) 採血事業者は、採血所ごとに、採血によって献血者等の健康が害された場合の措置に係る業務を適正に行うため、採血によって献血者等の健康が害された場合の措置の手順に関する文書（以下「手順に関する文書」という。）を作成し、備え付けなければならないこと。
- (2) 採血事業者等は、採血によって献血者等の健康が害された場合は、あらかじめ指定した者に、手順に関する文書に基づき、次の各号に掲げる業務を行わせなければならないこと。
 - 一 献血者等を適切に処遇すること。
 - 二 献血者等の処遇の状況に関する記録を作成し、その完結の日から五年間保存すること。
- (3) 採血事業者は、あらかじめ、採血所ごとに、採血によって献血者等に生じた健康被害の補償のために、必要な措置を講じておかななければならないこと。

2 献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン（平成 18 年 9 月 20 日付け薬食発第 0920001 号日本赤十字社あて医薬食品局長通知）

上記 1 の改正による改正後の基準に基づき、採血事業者が献血者等の健康被害の補償のために講ずべき措置の標準的事項を示すものとして、「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」を策定した。ガイドラインの概要は以下のとおり。

(1) 給付の項目及び対象者

- ① 医療費及び医療手当 採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等
- ② 障害給付 採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等
- ③ 死亡給付 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族
- ④ 葬祭料 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者

(2) 給付の額等

- ・ 健康被害に対する給付の額等は、次のとおりとすることを基本とする。

給付項目	給付額等
医療費	採血によって健康被害を生じた献血者等が医療機関で受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。各種公的医療保険等による給付を受けることができる場合は、自己負担分について給付することを原則とする。
医療手当	採血によって健康被害を生じた献血者等が医療機関で受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。日額 4,480 円、月ごとの上限を 35,800 円とする。入通院一日目から給付する。
障害給付	後遺障害に対して、その障害の程度に応じた一時金を給付するもの。その額は、基礎額 8,800 円に障害等級 1～14 級に応じた倍数を乗じて得た額（44 万～1,179 万 2 千円）とする。
死亡給付	採血によって生じた健康被害が原因で死亡した献血者等の一定の範囲の遺族に対して一時金を給付するもの。その額は、基礎額 8,800 円の千倍に相当する額（880 万円）とする。
葬祭料	葬祭を行うことに伴う出費に着目して、葬祭を行う者に対して給付するもの。その額は 199,000 円とする。

（備考） 医療費、医療手当の支給を受ける者が、支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治癒しないときは、その時点の状況を勘案し、引き続き支給を行うか、その後の支給を一括して行うか選択することができるものとする。

- ・ 給付の費用は、採血事業者の責務等を踏まえ、採血事業者の負担とする。
- ・ 採血事業者は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けた時は、その価額の限度において、給付を行わないことができる。

(3) 給付の手続き

- ・ 献血者等の健康被害の大半を占める軽度の被害については、原則として、国の示す基準等を活用し、採血事業者が給付の内容を決定する。
- ・ 因果関係、障害の程度等について判断が困難な健康被害については、採血事業者は、第三者の意見を聴くなどしたうえで、給付の決定に先立ち、厚生労働省医薬食品局に協議することができる。厚生労働省医薬食品局は、有識者の意見を聴いて、対象事案について意見を述べるものとする。
- ・ 採血事業者は、支給不支給の決定の際には、献血者等に対し、決定の結果に不服がある場合は厚生労働省医薬食品局に対して申し出ることができる旨を説明することとする。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令(文部科学三五)

○採血の業務の管理及び構造設備に関する基準の一部を改正する省令(厚生労働一六二)

〔告 示〕

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛庁一七五(一八一))

○原戸籍の一部が滅失した件(法務四三二)

○戸籍の一部が滅失した件(同四三三)
○不正に取得された旅券を無効とする件(外務五四八)

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件(財務三五八)

○国債の発行等に関する省令第六条第一項の規定に基づき発行する利付国債の発行条件等を告示(同三五九)

○葬祭ディレクター技能審査協会の所在地変更の件(厚生労働五〇八)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件(農林水産一二六一)

○保安林の指定をする件(同一二六二(一二六八))

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件の一部を改正する件(経済産業二八四)

○旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針を制定する件(国土交通一〇八七)

○旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第八項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置を制定する件(同一〇八八)

○旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七第一項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項を制定する件(同二〇八九)

○貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針を制定する件(同二〇九〇)

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の八第一項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等(特定第二種貨物利用運送事業者を含む。)が公表すべき輸送の安全に係る事項を制定する件(同二〇九一)

○貨物自動車運送事業輸送安全規則第十條第七項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置を制定する件(同二〇九二)

○土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更を認可した件(同二〇九三)

○都市計画に関する件(中部地方整備局一〇七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(国土交通省)

〔公 告〕

〔官庁報告〕

〔官庁報告〕

財団、建設業の許可の取消処分関係裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
高速道路工事完了、厚生年金基金清算終了、清算人退任関係

地方公共団体
法人の所在不明理事への申出の催告
関係
会社その他

省令

○文部科学省令第三十五号

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第五十条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)第十九条及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)第三条第一項第一号イの規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月十九日

文部科学大臣 小坂 憲次

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令(平成十五年文部科学省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「七万二千三百円」を「八万五千元」に、「二十四万円」を「二十六万七千元」に改め、同条第二項中「四万二百円」を「四万四千四百円」に改め、同条第三項中「十三万九千八百円」を「十五万五千元」に、「四十六万六千元」を「五十五万五千元」に改め、同条第四項中「七万七千七百円」を「八万三千四百円」に改める。

第二十九条第一項の表中「二千五百円」を「二千二百円」に、「一万分の九百五十五」を「百分の七」に改め、同条第二項を次のように改める。

法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、発売総額が千二百億円に達しない事業年度にあつては、発売総額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(次項において「特例限度額」という。)とする。

二百億円以下の金額	百分の四十五
二百億円を超え四百億円以下の金額	百分の十五
四百億円を超え六百億円以下の金額	百分の十
六百億円を超え千二百億円未満の金額	百分の七

附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を削り、附則第二条の次に次の二条を追加する。

(第一期債務の償還)

第三条 センターは、最初にスポーツ振興投票券を発売した日から五年を経過した日の属する事業年度末日においてセンターが負担している債務であつて投票勘定に属するもの(次条において「第一期債務」という。)の償還に充てるために法第二十五条の規定による長期借入金をする場合には、当該長期借入金償還されるまでの間、一般勘定に属する財産を担保に供することができる。

2 第十七条の規定にかかわらず、前項の長期借入金をする事業年度においては、法第二十七条に規定するスポーツ振興基金に属する資産のうち三十五億円を限度として一般勘定から投票勘定へ資金を融通することができる。

3 前項の資金の融通は、一般勘定から投票勘定への貸付けとして整理するものとする。

第四条 第二十九条第二項の規定にかかわらず、発売総額が千二百億円に達せず、かつ、第一期債務の償還を行う事業年度にあつては、法第十九条の別に文部科学省令で定める金額は、当該事業年度の発売総額に「から」スポーツ振興投票の実施年度に関する法律(平成十年法律第六十三号)第十三条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額とする。

附則 (施行期日) 1 この省令は公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定は平成十八年十月一日から施行する。(経過措置) 2 第十九条の改正規定の施行日前に行われた療養に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

厚生労働省令第百六十二号 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第二十一条第一項の規定に基づき、採血の業務の管理及び構造設備に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 川崎 二郎 平成十八年九月十九日

採血の業務の管理及び構造設備に関する基準の一部を改正する省令

採血の業務の管理及び構造設備に関する基準(平成十五年厚生労働省令第百十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「苦情処理」の下に、「採血によつて献血者等の健康が害された場合の措置」を加える。

第九條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第九條の二 採血事業者等は、採血によつて献血者等の健康が害された場合は、あらかじめ指定した者に、手順に関する文書に基づき、次の各号に掲げる業務を行わせなければならない。一 採血によつて健康が害された献血者等を適切に処遇すること。二 採血によつて健康が害された献血者等の処遇の状況に関する記録を作成し、その完結の日から五年間保存すること。

第二章第十條の次に次の一條を加える。(採血によつて健康が害された献血者等に対する補償措置) 第十條の二 採血事業者は、あらかじめ、採血所ごとに、採血によつて献血者等に生じた健康被害の補償のために、必要な措置を講じておかなければならない。

附則 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

告示

○防衛庁告示第百七十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十八年九月十九日

防衛庁長官事務代理

国務大臣 香掛 哲男

日時 平成十八年九月二十五日及び同月二十六日(予備、同月二十七日から十月五日)の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで 区域 八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域 実施艦 自衛艦二隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗(夜間には紅灯)を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛庁告示第百七十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十八年九月十九日

防衛庁長官事務代理

国務大臣 香掛 哲男

日時 平成十八年九月二十六日及び同月二十七日(予備、同月二十八日)の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで 区域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア) 北緯三一度四七分一二秒

(イ) 北緯三二度二〇分一二秒

(ウ) 東経一二八度四五分五二秒

(エ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦 自衛艦七隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛庁告示第百七十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成十八年九月十九日

防衛庁長官事務代理

国務大臣 香掛 哲男

日時 平成十八年九月二十六日(予備、同月二十七日)〇六〇〇から一八〇〇まで 区域 豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三一度四八分一三秒

(イ) 東経一三二度三七分五二秒

(ウ) 北緯三一度三三分一三秒

(エ) 東経一三二度三三分一三秒

(オ) 北緯三二度三三分一三秒

(カ) 東経一三二度五九分五二秒